

## 第5章 史跡の現状把握と課題の整理

### 第1節 保存管理

史跡の保存管理の現状・課題について整理する。3つの史跡の項目記載を同じにするために、それぞれの史跡で課題の記載のない項目も載せている。

#### 1 百々陶器窯跡

表10 百々陶器窯跡の保存管理の現状と課題

項目	現状	保存管理に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1922（大正 11）年3月8日指定（愛知県内における国指定史跡第1号）。</li> <li>・地籍測量済み（1,916 m<sup>2</sup>、なお、指定当時の台帳面積は495 m<sup>2</sup>）。</li> <li>・現地に境界杭が未設置。1993（平成5年）の測量時に設置した敷地境界の仮杭が2本残る。</li> <li>・指定地には窯体が3基以上存在するが、1基は指定地外に及んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界杭がないため、適切に保存に必要な指定範囲が不明確である。</li> <li>・史跡の範囲が目視できないため、指定地内で工事等をしてしまう可能性がある。</li> </ul>
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定当時：吉原祐太郎</li> <li>・現在：田原市（1993年8月3日に公有地化、8月27日に杉山村から田原町へ所有権移転登記）</li> </ul>	—
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾根状に残存する洪積台地の上位段丘の南側斜面に位置する。標高は32～38mである。</li> </ul>	—
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地は森林と農業用道路である。</li> <li>・周辺は農地（畑）、森林である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内に史跡の保存目的以外に使用される農業用道路がある。</li> </ul>
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「森林法」：地域森林計画対象民有林</li> </ul>	—
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定以降、発掘調査などは未実施だが、焼成室の天井部が残存するなど窯体の保存状態は良い。</li> <li>・1996年に田原町（当時）が窯体の崩れを防ぐために土のうで窯体内を埋没保存した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定後、窯跡の内容を把握する調査が行われていないため、窯跡の正確な時期や窯体構造を含め実態が不明である。</li> </ul>

項目	現状	保存管理に係る課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000（平成 12）年に石列で 2 基の窯体を縁取り表現した。</li> <li>・ 1993年、2019（令和元）年度に測量調査を実施し、現況測量図を作成した。</li> <li>・ 指定時は奈良時代の窯跡と誤認され指定されたが、最近の知見では付近の窯跡と同様に鎌倉時代頃の窯跡と考えられている（表採遺物の年代からは2b期以降の窯跡と考えられる）。</li> </ul>	
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地内の石列で縁取り表現した窯体は 2 基だが、指定地外の工事の際に窯体を 1 基確認しており、この窯体が指定地内にまで及んでいると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地外を含めて窯跡等がどこまでの広がりを持つか不明確である。</li> </ul>
構造物（建築物、道路、水路、看板等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地内に石柱と史跡説明看板を設置。2001年に内容を修正した。</li> <li>・ 史跡保護のため立ち入り禁止の看板を設置した。</li> <li>・ 指定地内の雨水対策のため、1993年に指定地内外に幅30cmのU字型側溝を設置し、2017年に指定地内にフトン籠、土のう等を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨等による指定地内への雨水浸入対策のための構造物の設置が今後必要になる可能性がある。</li> </ul>
日常の清掃、管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の百々老人会に年間契約で月 1 回市への管理報告書の提出、指定地内の巡視、風雨等災害による被害の報告、年 4 回の除草等を委託している。</li> <li>・ 愛知県文化財保護指導委員が 3 か月ごとに史跡を巡視している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元管理の委託内容（除草の方法など）が十分でない。</li> <li>・ 管理の担い手が減少している。</li> </ul>
災害（履歴、ハザード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波浸水、土砂災害とも指定なし。</li> <li>・ 指定地内に雨水の浸入がある。</li> <li>・ 被害があった場合は市（国、県と調整）で対応を検討後、市で被害対応をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨時に指定地内への雨水浸入により史跡が壊されることが懸念される。</li> </ul>
遺物の保管・収蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田原市ふるさと教育センターで収蔵している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な保存管理のための資料収蔵環境の検討が必要である。</li> </ul>

## 2 大アラコ古窯跡

表 11 大アラコ古窯跡の保存管理の現状と課題

項目	現状	保存管理に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1971（昭和 46）年 1 月 12 日指定。</li> <li>・1997（平成 9）年の測量調査で指定地範囲図を作成（座標値あり）。2013 年に仮杭を設置(2,923.45 m<sup>2</sup>)。</li> <li>・現地に境界杭は未設置。</li> <li>・昭和の発掘調査により 8 基の窯体が確認され、その後の工事で確認された窯体 1 基を含めて全部で 9 基確認されている。9 基のうち、第 1 号窯と第 9 号窯は指定地外に位置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地の範囲が不明確である（当時の測量の精度と方法が正確でないため）。</li> <li>・調査された窯体と指定後に追加で確認された窯体の正確な位置が不明確である。</li> </ul>
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有、田原市、国（国土交通省）。</li> <li>・管理団体の指定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分が公有地化（少なくとも借地権の設定）されていないため、調査等の実施が困難である。</li> <li>・管理団体が指定されていない。</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦ヶ池の南西にある山の裾部の谷地形が、農地造成や道路工事により、本来は東面道路側が高く西下がりであったが、現在なだらかな北東下がりに変更された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定当時から農地造成のために地形が改変されており、窯体の位置が不明である。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内は農地（畑）、道路。</li> <li>・周辺は農地（畑）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土された耕作土で畑利用をしているため遺構がかく乱される可能性は低い。</li> </ul>
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「自然公園法」：普通地域</li> </ul>	—
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1956、1964、1965 年の 3 回にわたり発掘調査を実施した（調査後埋め戻し）。『田原の文化』に調査結果が報告されているが、発掘調査の正式な報告書は刊行されていない。</li> <li>・指定後に、農地造成による地形改変が行われた（正確な造成時期は不明、現在調査中）。</li> <li>・2019（令和元）年度に測量調査を実施し、現況測量図を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形が改変されているとともに、過去の調査の簡略な報告のみで正式な報告書が刊行されていないため、窯跡の範囲、窯体構造等についての詳細が不明である。</li> </ul>

項目	現状	保存管理に係る課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成により史跡が埋没していることから遺構の保存状態が良好で、生産年代を知り得る窯跡として学術上の価値が高い。</li> <li>・指定地の一部に、道路用地が分筆され歩道用地としてそのままになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定範囲内に市道の歩道整備が計画されている（現状は未整備）。</li> </ul>
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大アラコ古窯跡の周辺には平岩古窯跡や浜宝珠古窯跡、籠池古窯跡が所在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連遺跡等の位置づけの検討が必要である。</li> </ul>
構造物（建築物、道路、水路、看板等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内に説明看板、標柱（老朽化）を設置した。</li> <li>・幅 50 cm の U 字側溝。</li> <li>・土側溝、電柱、道路。</li> </ul>	—
日常の清掃、管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大半の土地は農地として管理（耕作）されている。</li> <li>・愛知県文化財保護指導委員が 3 か月ごとに巡視している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は農地として使用されているので、史跡が壊される恐れは少ないが、代替わりなどで所有者が変わった場合には、別の目的で使用される可能性がありうる。</li> </ul>
災害（履歴、ハザード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水、土砂災害とも指定なし。</li> </ul>	—
遺物の保管・収蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田原市博物館（藤原頭長銘短頸壺、紅葉文甕）とふるさと教育センターで遺物を収蔵している。</li> <li>・豊田市民芸館や愛知県陶磁美術館に大アラコ古窯跡の資料がある（本多静雄コレクション他）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の適切な保存管理の検討が必要である。</li> </ul>

### 3 伊良湖東大寺瓦窯跡

表 12 伊良湖東大寺瓦窯跡の保存管理の現状と課題

項目	現状	保存管理に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1967（昭和42）年12月11日指定。</li> <li>・指定地は一筆のうちの一部（421.22㎡）である。</li> <li>・1967年に柵を設置し、2009（平成21）年に指定地を囲む柵の改修工事を実施した。</li> <li>・2019（令和元）年度、指定地範囲を示す仮杭（プラスチック）を7か所に設置した。</li> <li>・指定範囲には3基の窯体と関連遺構が埋没保存されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地が分筆されておらず地番の中の一部となっている。</li> </ul>
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人水資源機構（初立池の区域の一部のため）。</li> <li>・管理団体の指定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地化が望まれるが、初立池の区域の一部にあたるため困難である。</li> <li>・管理団体が指定されていない。</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渥美半島の先端部の初立池を南北に囲む和名山と石堂山の間、瓦場支谷の斜面地に位置している。</li> <li>・指定地は初立池の一部にあたり、堤体脇に指定地が島状に残存する形になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初立池の工事により、築窯された当時の周辺を含めた地形の形状が不明である。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の初立池公園地内の一部として指定地が整備済み。</li> </ul>	—
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「自然公園法」：普通地域</li> </ul>	—
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初立池の工事に伴い1966年に愛知県教育委員会により発掘調査が行われた。3基の窯体と関係遺構が確認され、「東大寺大佛殿瓦」とある軒丸瓦、軒平瓦、「大佛殿」「東」と刻印のある平瓦、丸瓦などが出土した。</li> <li>・発掘後に埋め戻し保存され、窯体は石列で縁取り整備された。</li> <li>・2019年に現況測量調査を実施し、現況測量図を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査後に埋め戻されているが、現状でどれだけ残存しているか確認できていない。</li> </ul>

項目	現状	保存管理に係る課題
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺には瓦場遺跡群が存在する。瓦場遺跡群は弥生時代から中世まで続く遺跡群であり、東大寺瓦も出土しており、窯跡との関係性が考えられる。</li> </ul>	—
構造物（建築物、道路、水路、看板等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1967（昭和 42）年に周囲を柵で囲み、説明看板を設置した。</li> <li>・2014（平成 26）年に説明看板の内容を変更した。</li> </ul>	—
日常の清掃、管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1967年5月11日付けで愛知用水公団（現独立行政法人水資源機構）と渥美町教育委員会で伊良湖東大寺瓦窯跡の管理に関する協定書を締結した。</li> <li>・現状変更は独立行政法人水資源機構の許可を得て田原市が実施する。</li> <li>・田原市がシルバー人材センターに委託して、指定地を年3回程度草刈りしている。</li> <li>・愛知県文化財保護指導委員が3か月ごとに史跡を巡視している。</li> </ul>	—
災害（履歴、ハザード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水、土砂災害とも指定なし。</li> </ul>	—
遺物の保管・収蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渥美郷土資料展示収蔵館で収蔵している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化等による遺物の保管場所の検討を行う。</li> </ul>

## 第2節 活用

史跡の活用の現状・課題について整理する。

### 1 史跡に共通する活用の現状と課題

田原市では『田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画』に基づいて、生まれ育った地域のふるさと学習を進めており、渥美窯に関する普及啓発事業を実施している。田原市博物館、渥美郷土資料館、ふるさと教育センターでは、渥美窯に関する常設展示のコーナーを設けている。田原市博物館、渥美郷土資料館では渥美窯に関する企画展も実施している。2013（平成25）年には、市制10周年記念事業として田原市博物館で「渥美窯 国宝を生んだその美と技」を開催し、国宝の秋草文壺（図15）や重要文化財の芦鷺文三耳壺（図39）をはじめとする優品を一同に展示して渥美窯について広く周知を図った。また、市内の学校等に出前講座で出向き、渥美窯についての周知活動も行っている。しかし、企画展や講座で実施した内容について意見徴収を行い次の機会に十分に活かすことができていないことが、今後の課題である。

近年、百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡について現地での説明会は開催できていない。また、渥美窯では緊急の発掘調査が多く、現地での説明会を開催できていない。

それぞれの史跡の活用について現状と課題を表13～15にまとめた。

## 2 史跡ごとの活用の現状と課題

### (1) 百々陶器窯跡

表 13 百々陶器窯跡の活用の現状と課題

項目	現状	活用に係る課題
普及啓発、講演会、イベント等	・情報が少なく国指定史跡として普及啓発、イベント等を開催できていない。	・発掘調査が実施されていない。史跡に関する情報が『渥美郡史』と現地確認でわかる程度であるため、活用に資する情報が少ない。
出土遺物	・出土遺物は展示等で活用できていない。	・窯跡の遺物が表採遺物のみで、ほとんどが破片であるため、窯跡と遺物についての検討が不十分で、活用が難しい。
現地見学、現地説明	・現地では、説明看板などを設置し、窯跡を見学できるようにしている。	・見学に来た人に対して、既存の説明看板だけでは、情報提供が不十分である。
周辺施設等との連携	・周辺に連携が想定されるような施設等はない。	・史跡と連携できる周辺施設の検討が必要である。

### (2) 大アラコ古窯跡

表 14 大アラコ古窯跡の活用の現状と課題

項目	現状	活用に係る課題
普及啓発、講演会、イベント等	・田原市博物館等での展示を通して普及啓発に取り組んでいる。	・既の実施している展示等の内容を充実させ、より良い普及啓発活動の内容を検討する。
出土遺物	・遺物に関しては、藤原顕長銘短頸壺、紅葉文甕などを田原市博物館の企画展等で展示し活用している。 ・田原市博物館の二の丸櫓で常時出土遺物を展示している。 ・遺物は田原市所有（コンテナ約100箱）、田原市所有以外の遺物も多数存在する。	・再整理に基づく正式な報告書が刊行されていないため、出土遺物に関する歴史的価値付けが不十分である。 ・より幅広い層への普及啓発を意図した展示の工夫を検討する。
現地見学、現地説明	・造成により農地（畑）となっているため、現地に見学に来た人が当時の地形や窯跡の場所が分からない。	・見学者が訪れても現地で窯跡がどこにあるか分からないなど活用が難しい。
周辺施設等との連携	・大アラコ古窯跡から約2km離れてサンテパークたはら（農業公園）が位置している。	・サンテパークたはらの来園者へのPR情報や史跡への誘導ルートが構築できていない。



(3) 伊良湖東大寺瓦窯跡

表 15 伊良湖東大寺瓦窯跡の活用の現状と課題

項目	現状	活用に係る課題
普及啓発、講演会、イベント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1980（昭和55）年には、東大寺大仏殿の昭和大修理落慶法要が営まれるのを記念して、伊良湖自然科学博物館で「東大寺瓦展」が開催された。記念事業として伊良湖の東大寺瓦を再現し、当時の運搬経路をさぐりながら、落慶法要に新たに焼いた東大寺瓦を勧進した。</li> <li>・1991（平成3）年から東大寺サミットに参加し、1999年に「東大寺サミットinあつみ」を開催した。渥美町郷土資料館特別展「渥美古窯と東大寺瓦展」を同時開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既の実施している展示等の活動を継続し、より幅広い層への普及啓発に取り組むための検討をする。</li> <li>・東大寺サミットの加盟市町との連携を検討する。</li> </ul>
出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渥美郷土資料館で出土品を常設展示し、博物館の企画展等でも出土品を展示している。</li> <li>・2001年に伊良湖東大寺瓦窯跡出土瓦が渥美町指定文化財(旧渥美町)に指定された。</li> <li>・2020（令和2）年に伊良湖東大寺瓦窯跡出土品が県指定文化財に指定された。</li> <li>・東大寺瓦窯跡の出土資料の一部が所在不明である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再整理に基づいた正式な報告書が刊行されていないため、出土遺物や窯跡についての歴史的価値付けの資料が不十分である。</li> </ul>
現地見学、現地説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地では窯体を石列で縁取り表現しているが、窯体構造や周辺を含めた窯跡の様子が分かりにくい。</li> <li>・現地の付近に駐車場がないため、史跡に気づかずに通り過ぎてしまう人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状も整備済みではあるが、現地で東大寺瓦窯跡の窯体や遺物について、より分かりやすく伝えるための今後の取組を検討する。</li> </ul>
周辺施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付近に初立池公園（駐車場、トイレ、水辺の園地等）がある（初立池駐車場から指定地まで約550mの道のり）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初立池公園の来園者へのPR情報や史跡への誘導ルートが構築できていない。</li> </ul>

項目	現状	活用に係る課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当史跡の東側約 3.5 km の距離に田原市皿焼古窯館があり、「皿焼 12 号窯」が復元保存され見学施設として整備されている（市指定史跡）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>皿焼古窯館と伊良湖東大寺瓦窯跡を繋ぐ誘導ルートの設定や連携を検討する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人水資源機構との協定書の内容が、管理において制約となっている部分がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1967（昭和 42）年から独立行政法人水資源機構との協定書の内容が変更されていないため、管理内容を再度検討する。</li> </ul>

### 第3節 整備

史跡の整備の現状・課題について整理する。3つの史跡の項目記載を同じにするために、それぞれの史跡で課題の記載のない項目も載せている。

#### 1 百々陶器窯跡

表 16 百々陶器窯跡の整備の現状と課題

項目	現状	整備に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1922（大正11）年3月8日指定（愛知県内における国指定史跡第1号）。</li> <li>・地籍測量済み（1,916㎡、なお、指定当時の台帳面積は495㎡）。</li> <li>・現地に境界杭が未設置。1993（平成5）年の測量時に設置した敷地境界の仮杭が2本残る。</li> <li>・指定地には窯体が3基以上存在するが、1基は指定地外に及んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界杭が未設置であるため、整備を検討する範囲が不明確である。</li> </ul>
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定当時：吉原祐太郎</li> <li>・現在：田原市（1993年8月3日に公有地化）</li> </ul>	—
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地は森林と農業用道路である。</li> <li>・周辺は農地（畑）、森林である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容によっては、周辺土地利用との調整に配慮が求められる場合がある。</li> </ul>
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「森林法」：地域森林計画対象民有林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物や工作物等を設置する場合、都市、建築等の関係法令との調整が必要になる場合がある。</li> </ul>
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定以降、発掘調査などは未実施だが、焼成室の天井部が残存するなど窯体の保存状態は良い。</li> <li>・1996年に田原町（当時）が窯体の崩れを防ぐために土のうで窯体の空洞を養生し、埋没保存した。</li> <li>・2000年に石列で2基の窯体を縁取り表現した。</li> <li>・1993年、2019（令和元）年度に測量調査を実施し、現況測量図を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査が行われておらず、史跡の整備を検討するための窯跡の測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。</li> <li>・石列で縁取り表現する整備方法では、窯があることは分かるが、窯体構造等を伝えるのは難しい。</li> </ul>

項目	現状	整備に係る課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定時は奈良時代の窯跡と誤認され指定されたが、最近の知見では付近の窯跡と同様に鎌倉時代頃の窯跡と考えられている（表採遺物の年代からは2b期以降の窯跡と考えられる）。</li> </ul>	
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地内の石列で表現してある窯体は2基だが、指定地外の工事の際に窯体を1基確認しており、この窯体が指定地内にまで及んでいると思われる。</li> </ul>	—
標識、説明版等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地内に石柱と史跡説明看板を設置。2001（平成13）年に内容を修正した。</li> <li>史跡保護のため立ち入り禁止の看板を設置している。</li> <li>指定地内の雨水対策のため、1993年に指定地内外に幅30cmのU字型側溝を設置し、2017年に指定地内にフトン籠、土のう等を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の説明看板には写真、図面がないなど内容が不十分である。</li> <li>立ち入り禁止の看板が立ててあるが、史跡の囲い等がないため、立ち入り禁止の範囲が分かりにくい。</li> </ul>
植栽、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地内は自然林となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡地内の植栽や緑化のあり方について検討する。</li> <li>周辺の景観に合わせた植栽や緑化をするための、自然環境調査がされていない。</li> </ul>
便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地付近に見学者用の便益施設（公園、駐車場、トイレ等）は皆無である。</li> <li>国道42号（西行き）と市道東ヶ谷豊島線に簡易な案内看板が設置されている（表記は「百々陶器窯跡」）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地周辺で見学者が使用できる便益施設がない。</li> <li>国道の案内看板が分かりにくい。</li> </ul>

## 2 アアラコ古窯跡

表 17 アアラコ古窯跡の整備の現状と課題

項目	現状	整備に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1971（昭和46）年1月12日指定。</li> <li>・1997（平成9）年測量調査により指定地の図は作成済み（座標値あり）。2013年に仮杭を設置済み（2,923.45㎡）。</li> <li>・現地に杭は未設置（現場で指定範囲が明確に分からない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地の整備可能な範囲が不明確である。</li> </ul>
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、田原市、国（国土交通省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地化（少なくとも借地）されていないため、整備は困難である。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内は農地（畑）で耕作中。</li> <li>・周辺も農地（畑）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容によっては、周辺土地利用との調整に配慮が求められる場合がある。</li> </ul>
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「自然公園法」：普通地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物や工作物等を設置する場合、都市、建築等の関係法令との調整が必要になる場合がある。</li> </ul>
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1956、1964、1965年の3回発掘調査を実施した（調査後埋め戻し）。</li> <li>・調査により5基の窯体が確認され、その後の工事の際に確認された窯体を含めて全部で9基確認された。</li> <li>・窯跡からは三河国司藤原顕長銘の短頸壺が出土しており、国司の在任期間から操業年代が絞れ、東海地方の山茶碗編年の基点となっている窯跡である。</li> <li>・遺構の保存状態も良好で、操業年代を知り得る窯跡として学術上の価値が高い。</li> <li>・指定地の一部に、道路用地が分筆され歩道用地としてそのままになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の発掘調査の資料しかないため、史跡の価値付け、整備を検討するための窯跡の正確な測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。</li> <li>・指定地内の道路（歩道）用地の扱いについて検討をする（歩道の整備との調整など）。</li> </ul>
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの調査では関連遺跡等は確認できていない。</li> </ul>	—
標識、説明版等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内に説明看板を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の説明看板には写真、図面がないなど内容が不十分である。</li> <li>・既存の説明看板等が老朽化している。</li> <li>・指定地内の道路、排水路等の付け替えの検討が必要である。</li> </ul>

項目	現状	整備に係る課題
植栽、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地内は農地であり、植栽等は無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地周辺の自然環境調査を実施していない。</li> </ul>
便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>付近に便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）は皆無である。</li> <li>付近の県道（高松石神線など）には案内看板は設置されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用の駐車場がなく、見学者は道路の路肩に駐車しているのが現状である。</li> <li>指定地近くで見学者が利用できる便益施設がない。</li> <li>現地へのアクセスルートが分かりにくい（案内看板がほとんどない）。</li> </ul>

### 3 伊良湖東大寺瓦窯跡

表 18 伊良湖東大寺瓦窯跡の整備の現状と課題

項目	現状	整備に係る課題
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1967（昭和42）年12月11日指定。</li> <li>・指定地は一筆のうちの一部（421.22㎡）である。</li> <li>・1967年に柵を設置し、2009（平成21）年に指定地を囲む柵の改修工事を実施した。</li> <li>・2019（令和元）年度、指定地範囲を示す仮杭（プラスチック）を7か所に設置した。</li> <li>・指定範囲には3基の窯体と関連遺構が埋没保存されている。</li> </ul>	—
土地所有と公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人水資源機構（初立池の区域の一部のため）</li> </ul>	—
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の初立池公園地内の一部として指定地が整備済み。</li> </ul>	—
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」：市街化調整区域</li> <li>・「農業振興地域の整備に関する法律」：農業振興地域</li> <li>・「自然公園法」：普通地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物や工作物等を設置する場合、都市、建築等の関係法令との調整が必要になる場合がある。</li> </ul>
史跡（窯跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初立池の工事に伴い1966年に愛知県教育委員会により発掘調査が行われた。3基の窯体と関係遺構が確認され、「東大寺大佛殿瓦」とある軒丸瓦、軒平瓦、「大佛殿」「東」と刻印のある平瓦、丸瓦などが出土した。</li> <li>・発掘後に埋め戻し保存され、窯体は石列で縁取り整備された。</li> <li>・2019年に測量調査を実施し、現況測量図を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の発掘調査の資料しかないため、史跡の価値付け、整備を検討するための窯跡の正確な測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。</li> <li>・石列で表現する整備方法では、窯があることは分かるが、窯体構造等が分かりにくい。</li> </ul>
史跡（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺には瓦場遺跡群が所在している。瓦場遺跡群は弥生時代から中世まで続く遺跡群であり、東大寺瓦も出土しており、窯跡との関係性が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の整備では伊良湖東大寺瓦窯跡と周辺の瓦場遺跡群の関連が分からない。</li> </ul>

項目	現状	整備に係る課題
標識、説明版等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1967（昭和42）年に周囲を柵で囲み、説明看板を設置した。</li> <li>・2014（平成26）年に説明看板の内容を変更した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の説明看板、柵等の維持が必要である。</li> </ul>
植栽、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地外で初立池公園の整備に伴う植栽が行われている。</li> </ul>	—
便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付近に初立池公園（駐車場、トイレ、水辺の園地等）がある（初立池公園の駐車場から指定地まで約550mの道のり）。</li> <li>・国道259、42号に道路標識として案内看板が設置されている（表記は「東大寺瓦窯跡」）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初立池公園から少し離れており、指定地のすぐ近くに駐車場がない。</li> </ul>



## 第4節 運営及び体制の整備

史跡の保存活用事業のための運営（進め方）及び体制の現状・課題について整理する。

表 19 史跡の運営及び体制の整備

項目	現状	課題
保存活用事業の運営・体制 (人員・組織)のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の管理について統一的な管理体制となっていない（百々陶器窯跡：田原市管理、大アラコ古窯跡：大部分が個人管理、伊良湖東大寺瓦窯跡：独立行政法人水資源機構との協定により田原市管理）。</li> <li>・ 田原市が史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画策定委員会を設置し、保存活用計画の策定を通じて統一的な運営、体制の整備について検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者による史跡の適切な保存管理が困難な場合は、所有者と市が協力して適切な保存管理の運用について検討する。</li> <li>・ 保存活用計画に基づいて、個人所有地の問題、独立行政法人水資源機構との協定内容の充実、史跡の管理方法など、統一的な運営、体制の構築を検討する。</li> <li>・ 史跡の保存活用の計画的な推進を図るための文化財の担当職員や組織の充実を検討する。</li> </ul>
庁内の連携・情報共有の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存活用事業の運営にあたっては、文化財担当部署のみならず、教育・文化・観光・地域振興等の部署との連携、さらに建設・建築・農政等の部署との調整が必要であるが、現状では、田原市役所の他の部署との連携や調整はほとんどされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存活用に関係する部署との情報共有や連携・調整を図るための仕組みを検討する。</li> <li>・ 保存活用の効果的な推進のため、上位計画への位置づけや、教育・文化・観光・地域振興等との施策連携を検討する。</li> </ul>
他の機関・組織等との連携・情報共有の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の自治会や地域との連携は、日常的な管理の委託等に留まっており、保存活用事業への参画など発展的な展開への取組が不十分である。</li> <li>・ 国や県、大学、その他有識者等との連携は、従来の保存管理に留まっており、史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画策定委員会の取組を踏まえて、一層の連携を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡を管理・活用する地元自治会との連携の充実、参画する市民や市民団体等の育成や活動支援など、体制内容を検討する。</li> <li>・ 国や県、大学、有識者等からの指導・助言並びに財政的な支援を受けながら計画を推進するため、連携の充実を検討する。</li> </ul>



## 第6章 大綱・基本方針

本計画では適切に史跡の保存管理・整備・運営を行い、史跡が市民のふるさと学習の拠り所となるよう一層の保存活用を推進することを目指し、次の目標を掲げる。

知る・守る・伝え感じる、ふるさとの誇り 「渥美窯」 国指定3史跡

※目標について

- ・知る 再調査、新しい視点からの研究などによって史跡の新たな価値を知る。
- ・守る 適正な保存管理、整備を行って史跡を守る。
- ・伝え感じる 史跡の情報を地域や学校など広い世代に伝え、理解してもらう。
- ・ふるさとの誇り 『田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画』に掲げるふるさと学習の要素の一つとして3史跡を考え、地域にあるふるさとの誇りとして位置づける。

基本方針を進めるにあたり、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、3史跡および関連する窯跡の調査研究を推進し、渥美窯の生産構造の解明に努めながら、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営及び体制の整備」の4つの視点から、今後の保存活用の基本方針を次のとおり定める。

### 【保存管理】

百々陶器窯跡は発掘調査を実施していないため、過去の記録も少ない。大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡は発掘調査が行われたが、1960年代の調査のため、調査の内容や記録に関しては十分とは言えない部分が残る。また、大アラコ古窯跡は史跡指定後に農地造成による地形の改変が行われている。

今後は、史跡の本質的価値、構成要素に関する学術調査、研究の計画的な実施を進め、実態を把握するとともに、それぞれの史跡の本質的価値の充実を図る。そして、その調査結果を踏まえて保存管理をする史跡範囲を明示し、現状復旧する場合を含め3史跡それぞれの地形や遺構（窯体・灰原・関連遺構）などの状況や環境に応じた保存管理に取り組む。また、土地所有者、地域、行政等の共通理解を踏まえ円滑な保存管理を進める。

### 【活用】

大アラコ古窯跡は田原市博物館、伊良湖東大寺瓦窯跡は渥美郷土資料館で出土遺物を常設展示（展示内容は史跡の価値について十分に紹介できていない）し、企画展等でも遺物を活用している。その他、出前講座等を行って普及啓発に努めている。しかしながら、百々陶器窯跡は、遺構や遺物の情報が少なく、展示や講座での活用ができていない。百々陶器窯跡、

伊良湖東大寺瓦窯跡については石列で縁取り表現された窯体を現地で見学できるが、大アラコ古窯跡は史跡が農地造成により埋められ、本来南側道路が高く奥に行くにしたがって低くなるべき地形なのに逆勾配の地形となっており、現地に行っても当時の地形や窯跡の様子がわからず、活用ができない状況である。

今後は、調査研究を推進して遺構や遺物の情報量を増やし、史跡の価値を再評価した上で、その調査研究の成果を活用し展示やイベント、出前講座等の内容の充実を図る。地域や学校等と連携を強めて、広い世代の人々にふるさとの史跡に誇り・愛着をもってもらえるよう公開・活用を進める。また、渥美窯製品（史跡の出土遺物など）の積極的な文化財指定を推進するとともに、全国の窯業史跡や渥美窯製品の出土地などとの連携を図り、広域での活用についても推進する。

### 【整備】

百々陶器窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡では説明看板設置や石列で窯体を縁取り表現するなどの整備が行われているが、大アラコ古窯跡では説明看板設置のみで窯跡を把握するための十分な現地での整備が行われていない。

今後は、史跡の調査研究を進めつつ、3史跡の現況に応じた個別の保存管理に必要な整備（境界杭設置、説明看板等の更新等）、本質的価値を分かりやすく伝え、多様な活用に対応した整備内容を検討する。なお、大アラコ古窯跡については、公有地化や現状復旧を視野に入れつつ適切な整備のあり方について検討する。また、整備にあたっては、渥美窯全体の中で一体感のある整備を行う。

### 【運営及び体制の整備】

文化財課では地元委託等によって日常管理などを行っているが、他の行政や研究機関、地域等との連携体制が十分に構築されておらず、保存活用等の取組に不十分なところがある。

今後は、文化財課だけで史跡を管理運営していくのではなく、商工観光課、街づくり推進課、農政課など多様な行政分野との調整や連携を図ることで、総合的な観点からの管理運営に取り組む。そして、土地所有者や地域コミュニティ、地域住民、市民団体等との連携や文化庁、愛知県、他市町村、大学、有識者等との連携を充実させ、保存活用事業の推進体制の構築に取り組む。また、保存活用計画事業の実施期間のみならず、後の展開も考慮した継続的な運営・体制の構築を図る。